

令和5年度
幼稚園教諭免許状取得特例講座
出 願 要 項



学校法人健康科学大学

修 紅 短 期 大 学

令和5年度 修紅短期大学 幼稚園教諭免許状取得特例講座 出願要項

平成27年に制定された「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」制度が、令和7年3月31日まで延長されたことを受け、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得のための特例講座を開設します。

1 出願資格

保育士資格を有している者

※出願する際は、「13 特例制度による幼稚園教諭の免許状の取得（教育職員検定）について」を必ず確認してください。

2 出願期間

令和5年6月1日（木）～令和5年7月7日（金）必着

3 募集定員

募集定員 10名（但し、最低開講人数は2名とします。）

4 出願書類

次の書類等を整えて提出してください。一旦受理した書類等は返還しません。

- (1) 特例講座履修願書（本学所定用紙 様式1）
- (2) 保育士証の写し（裏面に記載がある場合は裏面の写しも提出。）
- (3) 写真（縦4cm×横3cm、上半身・脱帽・正面・背景無し）を願書に貼付
- (4) 出願料 5,000円（次に示している本学指定の口座に振り込んでください。）

北日本銀行一関支店 普通預金 4229321 学校法人健康科学大学 理事長 笹本 憲男
--

5 出願方法

出願期限までに書類等を「簡易書留」または「レターパック」で郵送してください。

6 出願書類提出先

〒021-0902 岩手県一関市萩荘字竹際 49番地の1

修紅短期大学教務学生課「特例講座」担当 宛て

※封筒の表には、「特例講座出願書類在中」と朱書きしてください。

7 履修許可通知書の送付

提出された書類をもって書類選考のうえ、7月中旬に履修許可通知書、及び納付金（受講登録料と履修料）納付通知書を送付します。

8 納付金及び納付方法

- (1) 受講登録料 5,000 円
- (2) 履修料 1 単位 14,800 円 (テキスト代は含みません。)
- (3) 納付方法

履修許可通知書に同封した納付通知書の納付金を、7月20日(木)までに納付してください。期限までに納入されない場合は、受講できません。

なお、納付金納入後、やむを得ない事情により受講を辞退される場合には、所定の様式に必要事項を記入のうえ、7月31日(月)までに願い出てください。納付金のうち受講登録料を除いた額を返還します。

9 履修許可証の送付

履修許可証と講義内容に関する資料を、講座開講前2週間を目途に送付します。

10 開講講座、開講日程、定員

令和5年度開講する講座は以下の通りです。

講座名	講座の内容	単位	授業回数	開講日	定員
教育課程論	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)	1	15回 (1回45分) ※1	令和5年 8月6日(日)8回 8月20日(日)7回	2人 ~10人
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法	1	15回 (1回45分) ※1	9月3日(日)8回 9月17日(日)7回	2人 ~10人
保育内容の指導法・教育の方法及び技術	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)。	2	15回 (1回90分) ※2	10月8日(日)4回 10月22日(日)4回 11月5日(日)4回 11月19日(日)3回	2人 ~10人
教職論	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応含む)。	2	15回 (1回90分) ※2	12月3日(日)4回 12月17日(日)4回 令和6年 1月7日(日)4回 1月21日(日)3回	2人 ~10人
教育制度	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)。(日本国憲法(第26条教育を受ける権利)を取り扱う)。	2	15回 (1回90分) ※2	2月11日(日)4回 2月25日(日)4回 3月3日(日)4回 3月17日(日)3回	2人 ~10人

※1の場合

講座時間帯	1限目 9:00~9:45	2限目 9:50~10:35
	3限目 10:40~10:25	4限目 10:30~12:15
	5限目 12:50~13:35	6限目 13:40~14:25
	7限目 14:30~15:15	8限目 15:20~16:05

※2の場合

講座時間帯	1限目 9:00~10:30	2限目 10:40~12:10
	3限目 12:45~14:15	4限目 14:25~15:55

11 単位の認定等

単位の認定、学修の評価及び単位の計算方法等は、本学学生に関する規程を準用します。

12 証明書について

(1) 単位修得証明書

本学の講座を履修し認定を受けた単位を修得した証として発行します。

(2) 学力に関する証明書（特例講座） 交付が必要な場合は発行申請が必要です。

13 特例制度による幼稚園教諭の免許状の取得（教育職員検定）について

・幼稚園教諭の免許状は、申請用件を満たす方について、各都道府県教育委員会において免許状授与の手続をすることになります。教育職員検定の申請については各自の責任において行うこととなりますので申請内容等について、各都道府県教育委員会に確認してください。

(1) 学力に関する証明書（特例講座） 申請に必要な単位の修得証明書です。

(2) 「実務に関する証明書」実務証明書 勤務した施設等が発行します。

・特例講座履修による教育職員検定申請には、保育所・施設等における実務経験が3年以上（勤務時間の合計が、4,320時間以上）あることが必要です。（産前・産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また時間数は実労働時間です。）

・施行規則第8項に規定する職員として3年かつ4,320時間の在職年数に加えて、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員として在職年数が2年かつ2,880時間以上あるときは、①「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」（1単位分）、また②「幼児理解の理論及び方法」1単位分を修得したものとみなされます。

・特例講座を受けられる場合は、事前に勤務先等に特例対象として「実務証明書」を発行できる施設であるか、また、勤務時間数について確認しておいてください。

・実務経験の対象等についての詳細は、文部科学省のホームページで確認をお願いします。

※4年制大学卒業で学士の学位を有している場合でも、本学の特例講座を受講することで取得できる免許状は『幼稚園教諭2種免許状』となります。

14 この件に関する本学への問い合わせ先

〒021-0902 岩手県一関市萩荘字竹際 49 番地の 1

修紅短期大学教務学生課「特例講座」担当

電話：0191-24-2211 FAX：0191-24-2213 Mail：kyoumugakusei@shuko.ac.jp